

兵庫県公報

平成23年3月29日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 神戸国際港都建設下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	1
○ 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	2
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 山崎都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	3
○ 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	4
○ 浜坂都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	4
公安委員会告示	
○ 公安委員会の公示事項を掲示する兵庫県公安委員会掲示板の設置場所	4

告 示

兵庫県告示第387号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設下水道事業 神戸市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和32年9月5日から平成23年3月31日まで
変更後 昭和32年9月5日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画下水道事業 姫路市公共下水道
- 3 事業施行期間

変更前 昭和13年 4月 1日から平成23年 3月31日まで
変更後 昭和13年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
たつの市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画下水道事業 たつの市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和47年11月14日から平成23年 3月31日まで
変更後 昭和47年11月14日から平成28年 3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第390号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業 宝塚市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和46年11月 5日から平成23年 3月31日まで
変更後 昭和46年11月 5日から平成28年 3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
三木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業 三木市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第392号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
小野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業 小野市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成22年兵庫県告示第375号の事業地のうち、小野市高田町字前田、字村中通、字中畑ヶ、字上田、字山ノ下、字山畑、字芝山及び字野山並びに鹿野町字鹿野ヶ原の各一部地内を削る。



兵庫県告示第393号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
宍粟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
山崎都市計画下水道事業 山崎町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和54年11月20日から平成23年 3月31日まで
変更後 昭和54年11月20日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
揖保郡太子町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画下水道事業 太子町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和49年 4月 1日から平成23年 3月31日まで
変更後 昭和49年 4月 1日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
美方郡新温泉町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
浜坂都市計画下水道事業 浜坂町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成 5年 7月 2日から平成23年 3月31日まで
変更後 平成 5年 7月 2日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第83号

公安委員会の公示事項を掲示する兵庫県公安委員会掲示板を神戸市中央区下山手通5丁目4番1号兵庫県警察本部庁舎前に設置し、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成12年兵庫県公安委員会告示第155号（聴聞等の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の設置場所を定める告示）は、平成23年3月31日限り、廃止する。

平成23年 3月29日

兵庫県公安委員会
委員長 下 村 俊 子